

岬町後援名義承認事務取扱要綱

制定：令和4年2月24日

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間団体等に対する岬町の後援名義（以下「後援名義」という。）の承認に関する基準等について必要な事項を定めるものとする。

(承認の基準)

第2条 町長は、事業の主催者（以下「申請者」という。）から後援名義について申請があったときは、事業の内容等が次のいずれにも該当すると認められ、かつ、その他町長が特に不相当と認めたものでない場合において承認することができる。

- (1) 事業の内容が住民の生活文化の向上及び普及に寄与するものであること。
- (2) 町が推進する施策に反しないものであり、公益性を有するものであること。
- (3) 住民が自由に参加できる事業であること。ただし、限られた会員のみでの参加であっても、その事業効果が一般に波及すると認められる場合はこの限りでない。
- (4) 法令等に違反又は抵触しないものであること。
- (5) 営利又は当該団体の宣伝を主たる目的としていないこと。
- (6) 特定の宗教又は政治活動でないこと。
- (7) 暴力行為又は迷惑行為を伴うおそれのないこと。
- (8) 事業の実施に際して、参加者等に金品の寄附又は援助、事業参加、広報活動等を強要するものでないこと。
- (9) 申請者が徴収する入場料、出品料、参加料等が参加者に過重の負担とならない事業であること。
- (10) 事業の実施にあたって、申請者の責任において安全管理に十分に留意されているものであること。
- (11) その他町長が特に不相当と認めたものでないこと。

(申請)

第3条 申請者は、本町の後援名義使用の承認を受けようとするときは、後援名義使用承認申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる資料を添付し、事業開始の1月前までに町長に対し申請しなければならない。

- (1) 定款、規約、沿革その他申請者の概要がわかる書類
- (2) 役員その他事業関係者の名簿
- (3) 事業の目的及びその計画を明らかにする書類
- (4) 収支予算書（参加者から参加費、出品料、入場料、資料代等の負担金を徴収する場合に限る。）
- (5) 前各号に定めるもののほか、町長が特に必要と認める書類

2 申請者は、前項に規定する申請書に代えて、これと同等の内容を記載した申請用紙を使用することができる。

(承認等の決定)

第4条 町長は、第2条で定める要件に基づき審査を行い、承認の決定をしたときは、岬町後援名義承認通知書（様式第2号）により申請者に通知し、不承認の決定をしたときは、岬町後援名義不承認通知書（様式第3号）によって通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による承認を行うときは、必要に応じて条件を付すことができる。

(変更の届出)

第5条 前条の規定により後援名義の使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、申請事業に変更が生じた場合は、速やかに岬町後援名義使用事業内容変更届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(承認の取消)

第6条 町長は、使用者が虚偽の申請その他不正な手段により承認を受けたとき、または第2条

の承認の基準を満たさなくなつたときは、後援名義の承認を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により承認を取り消したときは、岬町後援名義使用承認取消通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。この場合において、後援名義の使用承認を取り消したことによる損害は、申請者が負うものとする。

（報告書の提出）

第7条 使用者は、事業完了後1月以内に岬町後援名義使用承認事業実施報告書（様式第6号）を書面にて町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に提出の必要がないと認めた場合には、この限りでない。

（免責）

第8条 町は、後援名義を使用した事業によって生ずる損害について、一切の責任を負わない。

（その他）

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。